

事務連絡
平成27年2月4日

各都道府県障害福祉主管課（室） ご担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

地域区分の見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児サービスの地域区分については「厚生労働大臣が定める1単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）において規定されており、「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の考え方を準用しているところです。

今般、平成26年8月に行われた人事院勧告で国家公務員の地域手当の設定地域等が見直されたことを受け、社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しが行われる予定です。これを踏まえ、障害児サービスに係る地域区分についても、別紙のとおり見直しを行うこととしております。（注）

つきましては、別紙の内容を御了知の上、速やかに管内市区町村及び関係機関等に周知をお願いするとともに、内容に誤認等がありましたら2月9日（月）までにお知らせください。

（注） 障害者サービスの地域区分については、平成24年度報酬改定における見直しが平成27年4月に完全施行されること等を踏まえ、今回は見直しを行わない予定です。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
評価・基準係 吉元、鈴木

TEL : 03-5253-1111（内線 3036）

FAX : 03-3591-8914

E-mail : suzuki-tatsuya@mhlw.go.jp